

【趣旨説明】

高知人文社会科学会第7回公開シンポジウム

「アート・ポリティクス——地域社会における
アート実践と文化行政の『ほどよい距離』とは？」

岩 佐 光 広

はじめに

みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、高知人文社会科学会第7回公開シンポジウムを始めたいと思います。今日のシンポジウムの企画をして、全体の司会をさせていただき、高知大学人文社会科学部の岩佐光広と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、会に先立って今回の企画の趣旨について10分ぐらいでお話しをさせていただき、その後で講演に入らせていただきたいと思います。今回のシンポジウムは、「アート・ポリティクス 地域社会におけるアート実践と文化行政の『ほどよい距離』とは？」というタイトルをつけております。まず背景として、私のほうからは、日本の文化政策についてのお話をざっとして、「アート・ポリティクス」というものがどういうことをねらった言葉なのか、今日のシンポジウムのねらいがどのあたりにあるのか、といったお話をさせていただきたいと思います。

1. 文化政策の転換点としての文化芸術振興基本法

まず、日本の文化政策についてです。もともとは「芸術文化」と呼ばれていたもの、最近では「文化芸術」と呼ばれるようになっていますが、それを総称して、ここでは「文化」と呼ぶことにします。文化政策、文化に関わるさまざまな政策や制度、そういったものについての、特に文化政策全般の基盤となるような法は、一般に「基本法」と呼ばれます。文化政策に関する基本法は21世紀に入るまではなくて、多くは議員立法などで個別に対応されるという状況にありました。たとえば、1940年代末に施行された「文化財保護法」は、その代表的なものです。そういう意味では、日本の文化政策というものが20世紀においては、個別にいろいろな法や制度はあったわけですけども、それをどう

いう方針でやるか。どういう趣旨、目的に立つかという、全体の方針というのは、なかなか決まっていないという状況にありました [根本 2003]。

それが21世紀、2000年代に入ったはじめに文化芸術全般にかかわる制度・政策の理念や指針を示す法として「文化芸術振興基本法」が制定されます。これが2001年ということになります。この文化芸術振興基本法の「第1章 第1条 目的」を見ると、まさにいま述べたような文化芸術に関する政策の方針を決めるということがわかると思います。そこには、「文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関して、基本理念を定め」ること、加えて「国及び地方公共団体の責務を明らかに」するという内容が出てきます。このように、「文化芸術に関する施策の基本となる事項を定める」んだ、ということがうたわれているわけです。文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、この基本法をもって文化芸術に関する政策の基本方針というのを定めつつ、同時にそれを実行するためのさまざまな具体的な計画、施策を講じていく、こういう方針を立てたのが、文化芸術振興基本法というものになります。これが日本の文化行政、文化政策においての一つの重要な転換点になったと言われています。

なお、この文化芸術振興基本法で挙げられている文化芸術の分野は、大きく6つに分けられています。いわゆる「芸術」、たとえば文学、音楽、美術、写真、演劇といった領域に加えて、ここからが以前の政策とはちょっと変わったと言われているところなんです。が、「メディア芸術」という名目で、漫画とか、映画、アニメ、コンピューターゲーム、あとコンピューター等を利用したアートといったものが含まれています。あと、雅楽や能楽などの「伝統芸能」と講談や落語といった「芸能」も挙げられています。加えて「生活文化」という分野もあって、茶道や華道といったものに加えて、「生活に係る文化」というものを広く取り上げるということも、この基本から明記されていくことになります。あと、それまでずっと文化財保護法で主に議論されてきた「文化財」も、この振興基本法において文化芸術の分野として位置づけられることになりました。こういった領域を、文化芸術というかたちで政策や制度の対象として位置づけられていったわけです。

少し余談ですが、先で述べたように、この基本法以前は「芸術文化」という表現が一般的に使われていたのですが、この2000年代あたりから行政の言葉は「文化芸術」と表現が変わっていきます。調べてみたのですが、ちょっと何でそういう表現の変化が出てきたのかというのははっきりとはわからないんですけども、関連資料なんかを見てみると、どうも「芸術文化」と言うとき芸術の分野に力点が置かれてしまうと。それに対して、もうちょっと幅広く、芸術も含む広い意味での「文化」という意味を出すために「文化

芸術」というふうにも、どうもしたらしいです。こういった点でも、2000年代は文化行政が変わっていく転換点になったと言えるでしょう。

2. 文化芸術振興基本法の改正と文化芸術の「さまざまな価値」の強調

文化芸術振興基本法が2001年に施行して、制定されてから、今度は具体的に文化政策をどういうふうに進めていくかという基本的な方針を示す閣議決定が4回出されています。文化芸術振興基本法の施行から15年経った段階で出された第4次の「文化芸術振興に関する基本的な方針」（平成27年5月22日閣議決定）で、それまでのものを包括して「文化芸術資源で未来をつくる」という方針がまとめられています。この段階で、文化芸術振興基本法の改正についての議論がなされて、2017年に「文化芸術基本法」へと改正されました。そしてその翌年、2018年に「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）が出されて、ここで「文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる」という方針が改めて示されることになります。

この文化芸術基本法への改正と文化芸術推進基本計画にはいろいろなポイントがあるんですが、特に今回のシンポジウムと関係してくるのは、以下の2点になっていきます。基本法の改正に際してもこれらのポイントが強調されています。1つは、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと。もう1つが、文化芸術により生み出される「様々な価値」を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することです。つまり、ここで強調されているのは、文化芸術という領域をそれだけで考えるのではなくて、それ以外の領域と結びつけながらやっていこう、そういう方針がこの基本法の改正において特に強調されていくことになったのです。

では、文化芸術の様々な価値、あるいは、基本計画に出てくる「多様な価値」というのはどんなふう位置づけているのでしょうか。「文化芸術推進基本計画」を見ると、それは大きく「本質的価値」及び「社会的・経済的価値」というふうに分けて整理されています。

本質的価値というのは、文化芸術が豊かな人間性を涵養し、創造性と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものということの意味しており、人間にとって文化芸術がまさに本質的に重要なものとして位置づけられています。加えて、国際化が進展するなかにあって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの、そして国民としてのアイデンティティ、あるいは、地域におけるアイデンティティの基盤を形成するものとしても、文化芸術の本質的な価値というものが位置づけら

れています。

これらに加えて、基本法で特に強調されていくのが、多様な価値という言葉で表現される価値になります。ここでは3点を挙げておきます。

1点目は、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものとして文化芸術の価値です。ここで、これまでの国民というレベルでの議論から、「地域社会」というものが重要視されていくことになります。

2点目は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するという文化芸術の価値です。これは、2010年代に入ってから「文化や芸術における経済的価値」と呼ばれるようになったものですが、それ以前はあまり表立って語られてこなかったものです。もちろん議論の視野には入っていたんですけども、文言としてはなかなか表には出てこなかった。それが、特に2010年代から、改正に向けての議論のなかで、文化芸術の多様な価値の一つとして、明確に経済的価値が強調されるという状況が出てきます。

3点目が、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものという価値で、これは国際関係、外交関係だったり、いわゆるソフトパワーと呼ばれるものと関係するものです。文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものという点で、文化芸術は国際関係なんていうところにも深く関わっているということになるわけです。

3. 地域活性化における文化芸術の活用

さて、以上に挙げた文化芸術の多様な価値のなかで、今回のシンポジウムで特に注目してみたいのが「地域社会」という言葉が前面に出されているということです。文化芸術の多様な価値の一つとして、先ほど言ったように、地域社会の基盤になるということと関連して、「地方創生」であったり、「地域活性化」、こういった言葉や領域と深く結びつくかたちで、文化芸術の価値、役割というものが捉え直されていくようになってきています。特にそれが顕著なのが、文化財の利用になります。こういったものを、まちづくりに活かしたりとか、あるいは観光のコンテンツにしたりとか、従来の文化財政策の「保存」というところから、「活用」に力点を置くような視点の転換が起ってきます[松田 2018]。つまり、ここまで話してきたような、言ったら国の政策のなかでも、地域社会と文化芸術やアートの関係というものが、まさに明確に議論されるようになってきているのです。そういう意味では、国の文化政策をめぐるこういった流れが、地域社会における文化政策や制度を作成したり、あるいは改定したりという動きを活発化していくということになるわけです。

こういった動きというのは、2000年代に入ったぐらいから既に、さまざまなワーキンググループとかもそうですし、民間のほうでも盛んに議論されています。たとえば財団法人地域創造というところでは、「文化・芸術を活用した地域活性化に関する調査研究報告書」というのを2012年に出していますが、その冒頭にある「理事長のごあいさつ」には、地域における文化・芸術活動は、地域が抱える諸課題に対する「総合的な処方箋」であり、地域活性化の「起爆剤」となり得ることを確信しているという趣旨が述べられています[財団法人地域創造 2012]。こういった点からも、地域における文化芸術というものを活用して、地域活性化あるいは地方創生を促進していこうという、そういった動きを読み取ることができると思います。

こういう動向が、実際に地域の地方自治体の文化行政にも反映されていきます。たとえば、高知県では「高知県文化芸術振興ビジョン」というのが2017年に出されました。高知県における文化政策の基本的な方針を示すものですね。そのなかで、閣議決定「文化芸術振興に関する基本的な方針」(第4次)では、「地域の文化や歴史等を活用した産業振興や地域の活性化といった、地方創生の起爆剤となるための重点戦略が盛り込まれました」[高知県文化生活部文化推進課 2017: 3]として、高知県の文化芸術振興ビジョンの基本方針4として「文化芸術を活用した地域の振興」が示されています。そこでは、「現在、県内各地域で行われている様々な文化芸術活動や、各地に残る歴史的な遺産などは、本県の貴重な文化資源」であり、「そうした文化資源を活用して、観光振興や産業振興、地域の活性化につなげる取り組みを進めます」ということが明確に語られています[高知県文化生活部文化推進課 2017: 10]。

4. アート・ポリティクス

こう考えてみると、地方自治体における文化芸術をめぐる政策や行政というのは、国家の政策や制度との関係のなかで動いている。さらに、地域社会では、そうした国家の動向の影響を受けた地方自治体が、地域のローカルなアート実践をその射程に収めようと動いている。そういう意味で、地域社会のアート実践の現場というのは、ここまで述べてきたような文化芸術の多様な価値をめぐる文化政策の言説とか取り組み、そういったところに改めて位置づけ直されるということが起こっていると言うことができます。

そういった状況というのは、なかなかアンビバレントの状況を生み出しているということもできます。社会学者の貞包英之さんは、「アートと地方の危険な関係?」というエッセイを書いていて、そのなかで、地方都市で開催されるアートフェスティバルの語

を書いています。そういったものが活発化していくことで、確かに一般の人たちにもアートに触れる機会が開かれ、お金も回っていく。しかしながらその一方で、国家や地方自治体の後押しが、アートのあり方を静かに変えていってるんじゃないか。なかなか、アート実践というのをやりにくくしている側面もあるんじゃないか。なんていう話をされています。

まさに、地方自治体のほうの思惑とアート実践の現場の思惑、あるいはそれぞれがもっている「思い」というもの、こういったものが上述したような文化政策の図式のなかで改めて問われることになっているのだと思います。こういったせめぎ合いですね、アートの現場と国家や地方自治体の文化行政や文化政策の間のせめぎ合いを、ここでは「アート・ポリティクス」と呼んでみたいと思っています。

ただし、こういう図式を示すと、現場か行政か、どっちが大事なんだ、という議論に陥りがちだと思いますが、そういう話に陥るのは避ける必要があるだろうと思っています。むしろ考えてみるべきことは、アート実践の現場と文化行政それぞれが、お互いにどういうふうな距離感を取っていくのか。お互いどういうところで関わって、どういうふうに距離を置くのか。そういう両者の「距離感」というのを、どっちかではなくて、お互いが探っていくことが、アート・ポリティクスをめぐる議論の課題になってくるだろうと思っています。しばしば現場と行政というと対立図式で捉えがちになっちゃうと思うんですが、それぞれが近寄ったり、距離をとったり、そういう距離感を探っていくというのがまさに課題だと考えています。

5. 注目点としての地域アーツカウンシル

上記の課題に取り組んでいくときに、今回のシンポジウムで注目したのが「地域アーツカウンシル」というものであります。詳しくはこの後の講演に譲りますが、アーツカウンシルとは簡単に言うと文化芸術に関する団体、あるいはプロジェクトを支援する機関のことで、イギリスが発原点と言われています[太下 2017]。「地域アーツカウンシル」というのは、国ではなくて地方自治体等が設立・設置するアーツカウンシル的な機能をもった組織・事業体のことです[吉本 2016]。2016年に新潟市に設立された「アーツカウンシル新潟」というのは、この代表的なものの一つかなというふうに思います。

このアーツカウンシルに注目する理由、アーツカウンシルを取り上げる理由の一つは、アーツカウンシルが有する「アームズ・レングスの原則」、つまり、政府との間に一定の距離が置かれ、一定の独立性と自立性が与えられるのが、このアーツカウンシルの特徴と言われている点です[太下 2017]。そういう意味では、地域アーツカウンシルという

のは、地域社会における文化芸術の現場と行政の間に位置する、まさに「距離感」というものをめぐるアート・ポリティクスのだ真ん中にいるような立場にあると言うことができると思います。そういった意味で地域アーツカウンシルの役割や実践、理想と現実、可能性や課題について共有したり、議論したりすることは、地域におけるアート実践と文化行政の「ほどよい距離」を探っていく大きな手掛かりになるだろう、そう考えました。

おわりに

今回のシンポジウムでは、こういったことも踏まえて企画をしました。ただ、アーツカウンシルというものについて知る機会は必ずしも多いわけでもないと思います。ですので、アーツカウンシルというのがどういうものなのかというところから確認しながら、今日のお話、アート・ポリティクスについて議論をしてみたいと思います。

まず、大阪大学の山田雄三先生には、イギリスにおけるアーツカウンシルと文化政策について、お話しいただきます。このあたりで、アーツカウンシルというものがどういうものか、そういったものがイギリスにおいてできていく時代背景とはどのようなものだったのか、ということも含めて学ぶことができるかなと思っています。

次に、公益財団法人高知県文化財団アーツカウンシル担当の齋藤努さんには、高知を中心とする地域アーツカウンシルの取り組みについて、まさに現場の話も含めて、地域アーツカウンシルの理想と現実というところを、実体験も含めて話していただこうと思います。

以上の講演を踏まえて、最後にフロアも含めてディスカッションをしながら、皆さんとアート・ポリティクスについて考えてみたいというのが、今回のシンポジウムの趣旨になります。

【付記】 この講演録は、2019年3月16日に高知県民文化ホールで開催された高知人文社会科学会第7回公開シンポジウム「アート・ポリティクス——地域社会におけるアート実践と文化行政の「ほどよい距離」とは？」の趣旨説明のものである。当日の発表ではスライド資料を用いて行ったため、口頭での説明だけではわかりにくい箇所がある。そのため、文章としての読みやすさを重視し、章分けを行い、内容に影響がない範囲で内容を補ったり、表現等の一部を修正したりした。また、必要に応じて参考文献等の情報を補足した。

参考文献

- 根木昭 2003 『文化政策の法的基盤——文化芸術振興基本法と文化振興条例』、水曜社。
- 太下義之 2017 『アーツカウンシル——アームズ・レングスの現実を超えて』、水曜社。
- 松田陽 2018 「保存と活用の二元論を超えて——文化財の価値の体系を考える」『文化政策の現在3 文化政策の展望』、小林真理(編)、pp.25-49、東京大学出版会。
- 吉本光宏 2016 「地域アーツカウンシル——その現状と展望」『ニッセイ基礎研究所報』60: 93-115。
- 高知県文化生活部文化推進課 「高知県文化芸術振興ビジョン」、http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140201/files/2017032800100/file_20173282101354_1.pdf、2019年3月12日取得。
- 財団法人地域創造 「地域における文化・芸術活動の行政効果 文化・芸術を活用した地域活性化に関する調査研究 報告書」、http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/22-23/data/22-23_1.pdf、2019年3月12日取得。
- 貞包英之 「アートと地方の危険な関係～「アートフェス」はいつまで続くのか? 「地域おこし」に潜む政治力学」、<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/49691>、2019年3月12日取得。
- 文化庁 「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)(平成十三年二月七日公布)」、http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho.html、2019年3月12日取得。
- 「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律 概要」、http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/pdf/kihonho_gaiyo.pdf、2019年3月12日取得。
- 「文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)改正 平成二十九年六月二十三日公布」、http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html、2019年3月12日取得。
- 「文化芸術推進基本計画——文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる」(第1期)、http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf、2019年3月12日取得。

(いわさ みつひろ 高知大学人文社会科学部准教授)